

○厚生労働省告示第百六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十一月十三日以降の補助金に適用する。

令和元年十一月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1 政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 <u>戦略型</u> 若手育成型
2 (略)	(略)	(略)
3 厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とし、社会的要請の強い諸問題に関する先駆的及び独創的な研究事業	指定型 <u>戦略型</u>
4～12 (略)	(略)	(略)
13 長寿科学政策研究事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業	一般公募型 <u>戦略型</u> 若手育成型
14～24 (略)	(略)	(略)

2～17 (略)

改 正 前

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1 政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 <u>(新設)</u> 若手育成型
2 (略)	(略)	(略)
3 厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とし、社会的要請の強い諸問題に関する先駆的及び独創的な研究事業	指定型 <u>(新設)</u>
4～12 (略)	(略)	(略)
13 長寿科学政策研究事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業	一般公募型 <u>(新設)</u> 若手育成型
14～24 (略)	(略)	(略)

2～17 (略)